平成２３年（フ）第４８５号
札幌市手稲区星置３条６丁目16番17号　星置３条ハウス101号
債務者　市川　美幸
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８５号
札幌市手稲区手稲本町２条５丁目10番21号　サンライズハウス205号
債務者　榊原　礼子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１号
北海道白老郡白老町字北吉原125番地６
債務者　鈴木　宏一
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
北海道伊達市長和町459番地４
債務者　渡邊　稲雄
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
北海道登別市新川町２丁目11番地16　高木ハイツ１Ｆ－Ｂ、前住所北海道登別市栄町１丁目３番地２
債務者　大山　雄子（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２号
北海道留萌郡小平町字鬼鹿港町154番地の２
債務者　杉野　雅子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（フ）第４号
北海道稚内市末広５丁目４番４―304号
債務者　小野　節子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第６号
北海道網走市大曲２丁目５番11―11号
債務者　森下　　繁
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
山形県鶴岡市双葉町７番23号
債務者　進藤　孝司
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１号
山形県鶴岡市羽黒町川代字中川代267番地
債務者　齋藤　　昇
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第７号
山形県鶴岡市稲生１丁目20番48―５号
債務者　早坂由布子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第８号
山形県鶴岡市下山添字茶屋川原143番地
債務者　原田　春希
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第７４号
埼玉県羽生市大字上手子林1430番地12
債務者　細島　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１２号
千葉県山武郡横芝光町鳥喰上1027番地
債務者　行木　繁雄
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１号
名古屋市守山区大字下志段味字風越2006番地　サニーコートＫＡＺＡＫＯＥ102号、申立時の住所岐阜県瑞浪市宮前町１丁目３番地の３
債務者　梶田美奈子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３４号
三重県松阪市垣鼻町768番地１
債務者　天白　晃弘
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第８号
京都府舞鶴市字下安久675番地３
債務者　米澤　哲也
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係